

『相模原市建築工事標準単価積算基準』

【令和5年10月改定部分 対比表】

※年度の修正など内容の改定がないものは、対比表への記載は、ありません。

相模原市技術監理課

改 定

現 行

第1編 総則

1 基本的事項及び根拠

この基準は、相模原市の発注する建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。また、第2編～第5編については、公共建築工事標準単価積算基準（官庁営繕関係統一基準）による。

なお、気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。

この基準は、主に次の文献をもとに、相模原市の基準として作成している。

- (1) 公共建築工事標準単価積算基準 令和5年改定（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

2 単価及び価格の算定

単価及び価格については次による。

- (1) 材料価格等
材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。
- (2) 複合単価
複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。
 - ア 材料単価
材料単価は、物価資料の掲載価格等による。
 - イ 労務単価
労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、**所定労働**時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

第1編 総則

1 基本的事項及び根拠

この基準は、相模原市の発注する建築工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。また、第2編～第5編については、公共建築工事標準単価積算基準（官庁営繕関係統一基準）による。

なお、気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実情に応じた適切な単価及び価格を用いる。

この基準は、主に次の文献をもとに、相模原市の基準として作成している。

- (1) 公共建築工事標準単価積算基準 令和4年改定（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

2 単価及び価格の算定

単価及び価格については次による。

- (1) 材料価格等
材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。
- (2) 複合単価
複合単価は、材料、労務、機械器具、その他等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。
 - ア 材料単価
材料単価は、物価資料の掲載価格等による。
 - イ 労務単価
労務単価は、「公共工事設計労務単価」による。ただし、**基準作業**時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

改 定

現 行

表3-1-1 建築工事

種別	工 種	「その他」の率	備 考
建 築 工 事	仮設	(労+雑)×(26%)	
	土工	(労+雑)×(26%)	
	地業	(労+雑)×(26%)	
	鉄筋	(労+雑)×(26%)	
	コンクリート	(労+雑)×(26%)	
	型枠	(材+労+雑)×(23%)	
	鉄骨	(労+雑)×(26%)	
	既成コンクリート	(材+労)×(20%)	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防水	(材+労+雑)×(20%)	
	石	(労)×(21%)	
	タイル	(材+労)×(21%)	材にセメント、細骨材は含めない
	木工	(労)×(26%)	
	屋根及びとい	(材+労+雑)×(20%)	
	金属	(材+労)×(21%)	
	左官	(労)×(24%)	
	建具(建具取付)	(労)×(21%)	
	建具(ガラス)	(材+労)×(20%)	
	塗装	(材+労+雑)×(23%)	
	内外装	(材+労+雑)×(20%)	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	(労)×(26%)	
排水	(材+労+雑)×(23%)	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない	
構内舗装	(材+労+雑)×(23%)		
植栽(樹木費以外)	(材+労+雑)×(23%)	(材)に芝を含む	
植栽(樹木費)	(材)×(16%)	(材)に地被類を含む	
撤去	(労+雑)×(26%)		
外壁改修	(労)×(26%)		
とりこわし	(労+雑)×(26%)		

表3-1-1 建築工事

種別	工 種	「その他」の率	備 考
建 築 工 事	仮設	(労+雑)×(25%)	
	土工	(労+雑)×(25%)	
	地業	(労+雑)×(25%)	
	鉄筋	(労+雑)×(25%)	
	コンクリート	(労+雑)×(25%)	
	型枠	(材+労+雑)×(22%)	
	鉄骨	(労+雑)×(25%)	
	既成コンクリート	(材+労)×(19%)	材にセメント、細骨材、鉄筋は含めない
	防水	(材+労+雑)×(19%)	
	石	(労)×(20%)	
	タイル	(材+労)×(20%)	材にセメント、細骨材は含めない
	木工	(労)×(25%)	
	屋根及びとい	(材+労+雑)×(19%)	
	金属	(材+労)×(20%)	
	左官	(労)×(23%)	
	建具(建具取付)	(労)×(20%)	
	建具(ガラス)	(材+労)×(19%)	
	塗装	(材+労+雑)×(22%)	
	内外装	(材+労+雑)×(19%)	材にセメント、細骨材は含めない
	仕上ユニット	(労)×(25%)	
排水	(材+労+雑)×(22%)	材に普通コンクリート、砂利、セメント、細骨材は含めない	
構内舗装	(材+労+雑)×(22%)		
植栽(樹木費以外)	(材+労+雑)×(22%)	(材)に芝を含む	
植栽(樹木費)	(材)×(15%)	(材)に地被類を含む	
撤去	(労+雑)×(25%)		
外壁改修	(労)×(25%)		
とりこわし	(労+雑)×(25%)		

相模原市建築工事標準単価積算基準の改定について

P 6

改 定

現 行

表 3-1-2 電気設備工事

種別	工 種	「その他」の率	備 考
電 気 設 備 工 事	配管工事	(労) × (26%)	
	配線工事	(労) × (26%)	
	接地工事	(労) × (26%)	
	塗装工事	(材+労+雑) × (23%)	
	機器搬入	(労+雑) × (26%)	
	電灯設備	(労) × (26%)	
	動力設備	(労) × (24%)	
	雷保護設備	(労) × (26%)	
	受変電設備	(労) × (24%)	
	電力貯蔵設備	(労) × (24%)	
	架空線路	(労) × (26%)	
	地中線路	(労) × (26%)	
	構内交換設備	(労) × (24%)	
	情報表示・拡声設備	(労) × (24%)	
	誘導支援設備	(労) × (24%)	
	テレビ共同受信設備	(労) × (24%)	
	監視カメラ設備	(労) × (24%)	
	火災報知設備	(労) × (24%)	
	撤去	(労) × (26%)	
機器搬出	(労+雑) × (26%)		
はつり工事	(労) × (26%)		

表 3-1-2 電気設備工事

種別	工 種	「その他」の率	備 考
電 気 設 備 工 事	配管工事	(労) × (25%)	
	配線工事	(労) × (25%)	
	接地工事	(労) × (25%)	
	塗装工事	(材+労+雑) × (22%)	
	機器搬入	(労+雑) × (25%)	
	電灯設備	(労) × (25%)	
	動力設備	(労) × (23%)	
	雷保護設備	(労) × (25%)	
	受変電設備	(労) × (23%)	
	電力貯蔵設備	(労) × (23%)	
	架空線路	(労) × (25%)	
	地中線路	(労) × (25%)	
	構内交換設備	(労) × (23%)	
	情報表示・拡声設備	(労) × (23%)	
	誘導支援設備	(労) × (23%)	
	テレビ共同受信設備	(労) × (23%)	
	監視カメラ設備	(労) × (23%)	
	火災報知設備	(労) × (23%)	
	撤去	(労) × (25%)	
機器搬出	(労+雑) × (25%)		
はつり工事	(労) × (25%)		

改 定

現 行

表3-1-3 機械設備工事

工事種別	工 種	「その他」の率	備 考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	(労)×(26%)	労務費にははつり補修費を含む
	配管附属品	(労)×(24%)	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	(材+労+雑)×(23%)	
	塗装工事	(材+労+雑)×(23%)	
	機器搬入	(労+雑)×(26%)	
	総合調整	(労)×(26%)	
	空調和機器	(労)×(24%)	ボイラー、冷凍機、空調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	(材+労+雑)×(21%)	
	ダクト附属品	(労)×(24%)	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト附属品 (たわみ継手)	(材+労)×(23%)	
	自動制御設備	(労)×(24%)	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	(労)×(26%)	
	衛生機器	(労)×(24%)	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、消火器具類等
	樹	(労)×(24%)	ため樹、インバート樹、弁樹類等
	撤去	(労)×(26%)	
	配管分岐・切断	(労)×(26%)	複合単価分は対象外
	機器搬出	(労+雑)×(26%)	
はつり工事	(労)×(26%)		
ダクト端部閉塞	(材+労)×(21%)		
インバート改修	(労)×(24%)		

表3-1-3 機械設備工事

工事種別	工 種	「その他」の率	備 考
機 械 設 備 工 事	各種配管工事	(労)×(25%)	労務費にははつり補修費を含む
	配管附属品	(労)×(23%)	弁、伸縮継手、蒸気トラップ、水栓、排水金具、計器類等
	保温工事	(材+労+雑)×(22%)	
	塗装工事	(材+労+雑)×(22%)	
	機器搬入	(労+雑)×(25%)	
	総合調整	(労)×(25%)	
	空調和機器	(労)×(23%)	ボイラー、冷凍機、空調和機、ポンプ、送風機等
	ダクト工事	(材+労+雑)×(20%)	
	ダクト附属品	(労)×(23%)	吹出口、吸込口、ダンパー類等
	ダクト附属品 (たわみ継手)	(材+労)×(22%)	
	自動制御設備	(労)×(23%)	労務費には自動制御機器調整費を含む
	衛生器具	(労)×(25%)	
	衛生機器	(労)×(23%)	タンク、ポンプ、厨房器具、湯沸器、消火器具類等
	樹	(労)×(23%)	ため樹、インバート樹、弁樹類等
	撤去	(労)×(25%)	
	配管分岐・切断	(労)×(25%)	複合単価分は対象外
	機器搬出	(労+雑)×(25%)	
はつり工事	(労)×(25%)		
ダクト端部閉塞	(材+労)×(20%)		
インバート改修	(労)×(23%)		